

東京女子学院中学校・高等学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ防止のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

学校は上記理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第1 基本方針策定の意義

(1) このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、その他の関係機関が相互に連携し、東京都いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

(2) いじめの定義

『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。また、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることや、被害生徒に対しては見守りを行うなど、徹底して守り通すことが大切である。これらの認識のうえで、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

(1) いじめの未然防止

すべての生徒が、いじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、すべての生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みを推進し、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

また、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、いじめに向かわない態度・能力の育成を図るとともに、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。さらに、年3回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全ての教職員の共通認識を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、生徒との信頼関係などを高めていくとともに、定期的なアンケート調査や全員面接の実施等によるいじめの実態等を把握するための取り組みや、学校における教育相談体制の充実を図る。また、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。

(3) いじめへの早期対応

いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合には、いじめを受けている生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。具体的に以下の通り対応する。

事実の有無の確認を行うための措置

①事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じて質問票の使用や聴き取り調査等により、事実の有無の確認を行うための措置（以下「調査」という。）を行う。

②学校設置者への報告

調査結果について、学校の設置者に報告する。

いじめがあったことが確認された事案への措置

①いじめを受けた生徒への対応

いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、必要に応じて教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安

心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

②いじめを行った生徒への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言を行う。

③保護者間での情報共有等

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係わる情報を、これらの保護者と共有する。また、必要に応じて保護者会を開催し、全体での情報共有を図る。

④警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくために、家庭や地域の方々、関係機関と連携を推進する。

(5) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等を実効的に取り組む組織(東京女子学院いじめ防止等委員会)を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。この委員会は、校長、教頭、教職員やスクールカウンセラー、養護教諭等で構成する。なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する。また、より実効性の高い取り組みが実施されるように、本基本方針の点検、見直しを定期的に行う。なお、具体的に以下の内容を所掌する。

- ①いじめ防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画などの作成等に関すること。
- ②いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ④その他いじめの防止等に関すること。

3 重大事態への対処

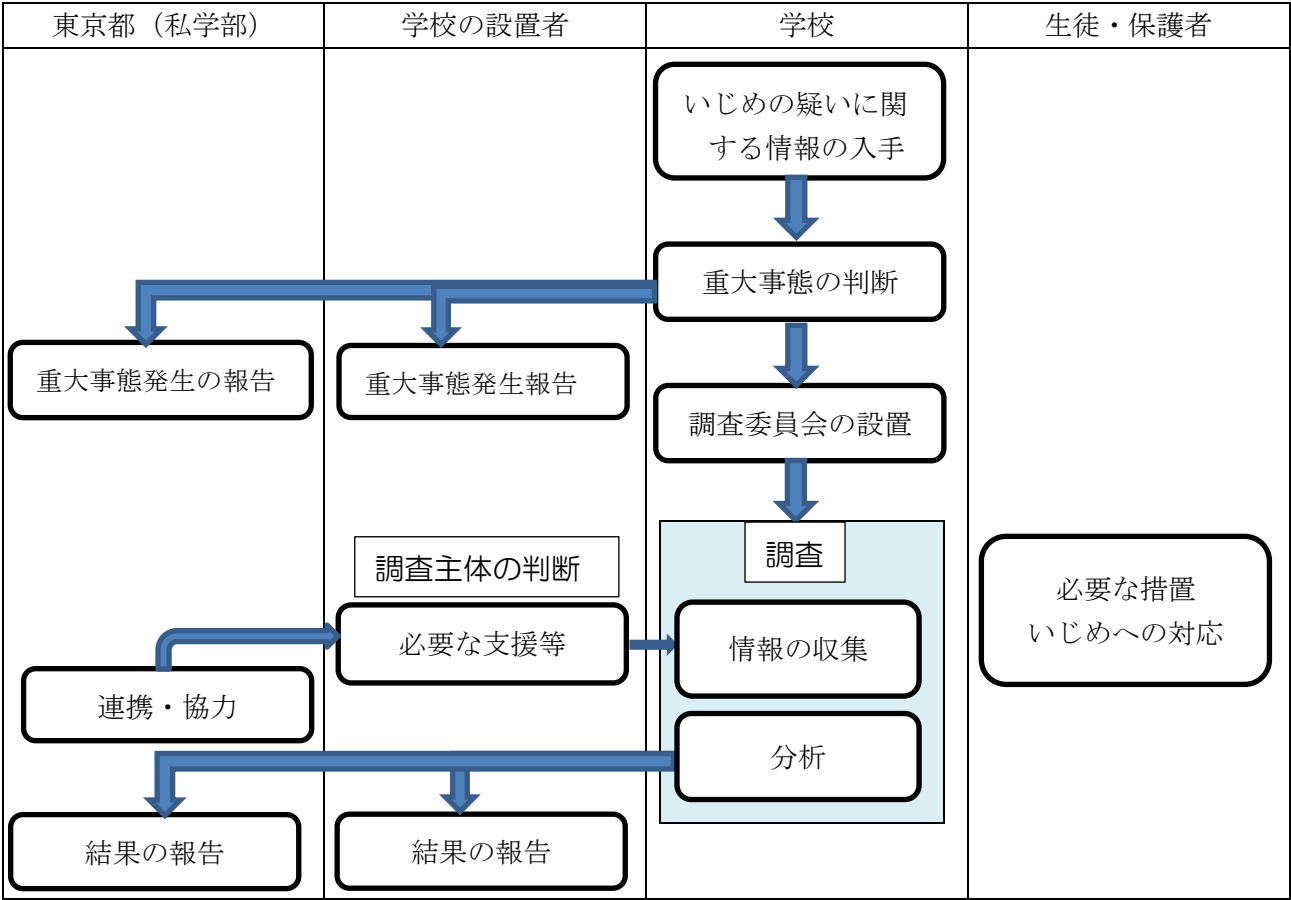
(1) 重大事態の定義

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。ただし、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けている生徒の状況を報告し、学校設置者が判断する。重大事態が発生した場合、東京女子学院いじめ防止等委員会は、学校設置者への報告とともに、連携して事実関係を明確にするための調査を実施する。また、いじめられた生徒や保護者等から重大事態であるとの申立てがあったときは、調査の実施や報告など適切に対応する。

(2) 学校の設置者及び東京都（私学部）への報告等

重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び東京都（私学部）に、その旨を報告する。重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び東京都（私学部）と連携、協力して対応を行う。

4 いじめへの対処に係る流れ



この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取組状況を検証し、その結果に基づき、適切に対応し、必要に応じて見直しを図る。

平成 26 年 9 月 1 日制定

平成 29 年 12 月 20 日改定

平成 30 年 12 月 20 日改定

組織名称：東京女子学院いじめ防止等委員会（令和 2 年度）

校長	野 口 潔 人
教頭	小 林 伸 嘉
生徒指導部長	稲 葉 昭 一
養護教諭	千 田 明 世
中学主任	稲 垣 恵
高校第 1 学年主任	宮 木 麻 子
高校第 2 学年主任	鈴 木 勉
高校第 3 学年主任	佐 藤 絡 美
S C（スクールカウンセラー）	岩 崎 厚 子